

平成 23 年度から国の資源管理・漁業経営安定対策が開始され、漁業収入安定対策事業により掛金の負担軽減が措置されたことなどから、漁獲共済への加入が増加しています。全国漁業共済組合連合会や北海道漁業共済組合では、関係機関と連携しながら全国的な加入促進運動を展開するなど、共済加入促進に努めています。

国では、平成 20 年度から、効率的かつ安定的な漁業経営を目指す漁業者を対象に、通常 8 割程度の漁業共済事業の補償水準を実質 9 割に引き上げる「漁業経営安定対策事業（旧積立ぷらす）」を、さらに、平成 23 年度からは、漁業収入安定対策事業において、資源管理・漁場改善要件と漁業共済の加入要件を満たしている漁業者が加入できる資源管理等推進収入安定対策事業（積立ぷらす）を導入しており、所得や経営改善などの加入要件が大幅に緩和されたことから、加入が進んでいます。道では、漁業共済事業と合わせて漁業者の加入を促進するとともに、より多くの漁業者に期待される制度となるよう、資源管理・漁業経営安定対策の参加要件の緩和や漁業共済制度等の補償水準の見直しなどについて、引き続き漁業関係団体と連携し国に働きかけていきます。

### ○漁船保険

漁船保険は、漁業者の基本的生産手段で貴重な財産である漁船が、事故等によって受けた損害（沈没・座礁・火災等によって受けた船体・設備の損害など）や、漁船の運航に伴う費用負担（漁船が衝突した場合の相手船に対する損害賠償責任など）等を、保険の仕組みを通じて漁業者が相互に補てんし合う制度です。

漁船保険の種類には所有船の事故を補償する普通保険のほか、船主が第三者に対して負う費用などを担保する漁船船主責任保険、漁獲物等を対象とする漁船積荷保険、プレジャーボートによる漁船被害等を補てんするプレジャーボート保険などがあります。

### ○水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（漁船リース事業）、水産業成長産業化沿岸地域創出事業（新リース事業）

広域な漁村地域が連携して取り組む「浜の機能再編」や「中核的漁業者の育成」、漁船漁業の構造改革を推進するため、「広域浜プラン」を策定し、それに基づき実施されている漁船リース事業は、国が平成 27 年度予算で創設した事業で、リース方式による漁船の導入を支援することで中核的漁業者（担い手）の競争力強化を図っています。

また、「収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革」に取り組む漁業者等が策定した計画に基づき、漁船のほか、漁網、漁具（機器）等のリース方式による導入を支援する新リース事業が令和元年度から措置されています。

これらの事業は、多くの借受希望者の中から、公平性や透明性を確保し、借受者の選定を行うことが非常に重要であることから、道の関与が強く求められており、ルール策定委員会などに参画することにより事業の円滑かつ確実な運用に努めています。

### （経営を悪化させる漁業被害等）

本道沿岸では様々な漁業被害が発生しています。特に、養殖ホタテガイなどへのザラボヤなどの大量付着や大型クラゲなどの出現、沿岸に來遊するトドなどの海獣類による漁業被害は、漁業経営に深刻な影響を与えています。

### ○ザラボヤ等の付着物の影響

平成 20 年 9 月、噴火湾海域の養殖ホタテガイに、ヨーロッパザラボヤの大量付着が確認され、養成員の脱落や付着物処理経費の増大など、大きな影響を受けたことから、平成 21 年度以降、国や道では付着物除去のための機器整備、付着物処理等に対する支援を行っています。

また、道総研水産試験場や水産技術普及指導所では、ヨーロッパザラボヤ等の付着による漁業へ

の影響の軽減を図るため、海洋環境やホタテガイの成長・生残、付着生物の浮遊幼生や付着量に関する調査結果の情報提供のほか、付着生物の状態を水中カメラや海中音響通信モニタリングシステムなどにより「見える化」する技術開発による養殖管理技術の改良を進めています。

#### ○大型クラゲやキタミズクラゲの出現

日本海沿岸域などに出現する大型クラゲは、一度に大量出現すると、定置漁業では網に混入したクラゲの除去などで漁労作業が増大するほか、漁獲量の減少や漁獲物の品質低下などの漁業被害が発生するため、出現情報を注視する必要があります。

大型クラゲ対策として、国では、出現情報の把握や周知、さらには陸上処理に要する経費への支援を実施しています。また、道では漁業者や道総研水産試験場の試験調査船からの情報を収集し、ウェブサイトで公開するなど、注意喚起に努めています。

また、キタミズクラゲについても、国では駆除経費に対する支援を行っており、道では道総研水産試験場等の協力を得て漁業者から情報収集を行い、出現状況と被害状況を把握するなど監視体制を強化しています。

#### ○北方四島周辺水域における漁具被害

北方四島周辺水域における日本漁船の操業は、たこ空釣り漁業、ほっけ刺し網漁業及びすけとうだら刺し網漁業が行われていますが、ほっけ刺し網漁業及びすけとうだら刺し網漁業では、漁業者の敷設した漁具が切断、亡失する被害が発生しており、操業が開始された平成10年から令和4年漁期までの被害の累計については、ほっけ刺し網漁業は9件（被害額約410万円）、すけとうだら刺し網漁業では214件（同7,150万円）に及んでいます。

この漁具被害は、根室海峡羅臼沖合海域に出現しているロシアトロール漁船によるものと考えられることから、漁具被害の未然防止などに取り組んでいます。

#### ○トドなどの海獣類による漁業被害

トドによる漁業被害には、網の破損などの直接被害と、漁獲物の損傷や網の破損による漁獲物の逸失などによる間接被害があり、被害の多い漁業は、日本海海域では刺し網漁業、根室海峡海域では定置漁業となっています。

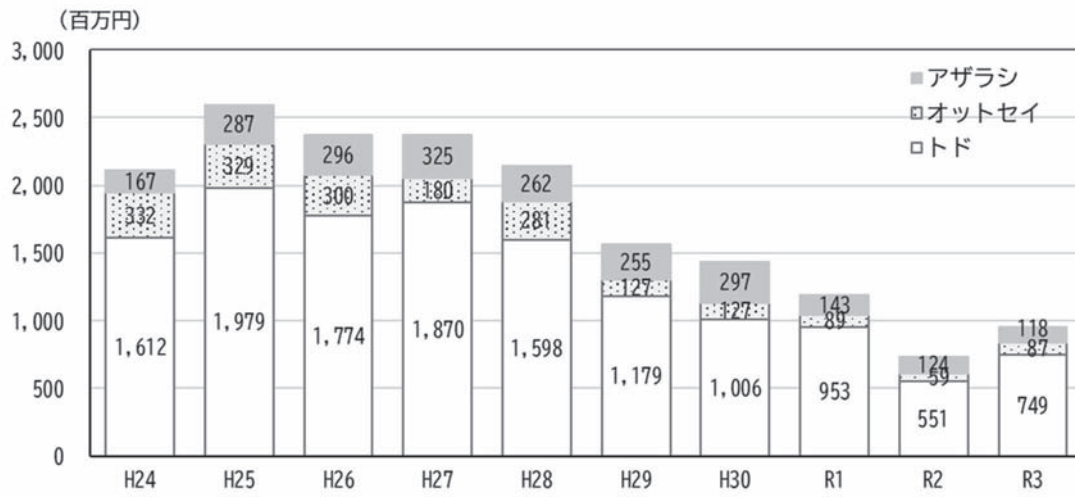
トドは近年、個体数が回復・増加し、平成24年に環境省や国際自然保護連合は、資源評価を「絶滅危惧Ⅱ類」から「準絶滅危惧」に見直したことから、水産庁は平成26年8月に新たに個体数管理の基本的考え方を示す「トド管理基本方針」を策定し、採捕可能頭数の拡大を行いました。令和元年8月には方針を一部改正して個体数管理に取り組んでいます。

このような状況の中、国や道では、トドによる被害防止対策として、漁業者ハンターの育成や、市町村・漁業団体などと連携した猟銃による駆除や追払いなどへの支援を行っているほか、網の破損を防ぐため、小型定置網や底建網の袋網部分に高強度漁網（強化網）を導入する漁協に対し、購入経費の一部を助成しています。

また、平成20年2月に施行（令和3年9月一部改正）された「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」では、鳥獣類による水産業被害を防ぐ計画を作った市町村への財政措置を定めており、令和4年3月末現在、道内の45市町村がトドなどの海獣類に関する被害防止計画を策定し、被害防止に取り組んでいます。これらの取組を行ったことなどから、被害額は過去最大の平成25年以降、減少傾向にあります（図Ⅱ-1-30）。

近年はトドのほか、オットセイやアザラシによる被害も漁業経営に影響を与えていることから、総合的な海獣被害対策を実施するため、海獣被害のある各振興局に「海獣被害防止対策連絡会議」を設置して、漁業被害対策に取り組んでいます。

図Ⅱ－１－30 トド・オットセイ・アザラシによる漁業被害額の推移



資料：北海道水産林務部水産局水産振興課

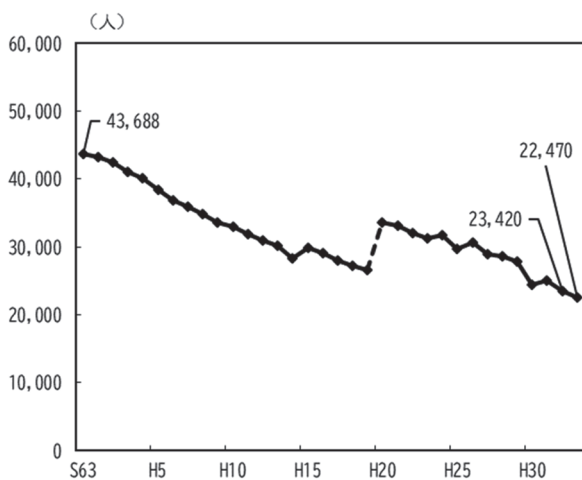
② 就業者の状況

(漁業就業者の動向)

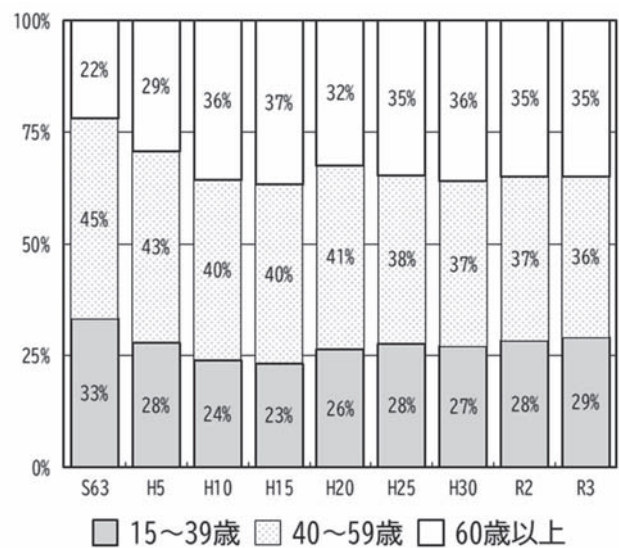
本道の漁業就業者数は減少傾向にあり、令和3年度の就業者数は2万 2,470 人となっています(図Ⅱ-1-31)。また、新規漁業就業者数は年変動がありますが、令和3年は144人で、調査を開始した平成20年の59%となりました。男子就業者数を年齢階層別にみると、「40~59歳」が7,230人と最も多く全体の36%、「60歳以上」が7,000人で35%、「15~39歳」が5,830人と最も少なく29%となっています(図Ⅱ-1-32、表Ⅱ-1-14)。

漁業就業者の減少は、産業基盤の弱体化や漁村地域の活力低下などをまねき、本道の漁業と漁村の持続的な発展に大きな影響を及ぼす懸念があり、担い手の育成・確保が重要な課題となっています。

図Ⅱ-1-31 本道の漁業就業者数の推移



図Ⅱ-1-32 本道における男子漁業就業者の年齢構成の推移



資料：農林水産省統計部「漁業センサス」、「漁業構造動態調査」、農林水産省北海道農政事務所「北海道農林水産統計年報」

注1：平成20年から調査体系が変更されたため、過去との単純比較はできない。



表Ⅱ-1-14 本道の漁業就業者の状況

区分	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成28年	平成30年	令和3年	全国 (令和3年)
漁業就業者数	38,334	32,878	29,890	33,568	29,652	28,560	24,378	22,470	129,320
【沿岸・沖合・遠洋別】									
沿岸漁業	32,881 (85.8)	28,165 (85.7)	25,960 (86.9)	…	…	…	…	…	…
沖合・遠洋漁業	5,453 (14.2)	4,713 (14.3)	3,930 (13.1)	…	…	…	…	…	…
【自営・雇われ別】									
自営漁業	27,200 (71.0)	23,323 (70.9)	21,199 (70.9)	16,302 (48.6)	13,261 (44.7)	13,720 (48.0)	13,438 (55.1)	…	78,750 (60.9)
雇われ漁業	11,134 (29.0)	9,555 (29.1)	8,691 (29.1)	17,266 (51.4)	16,391 (55.3)	14,840 (52.0)	11,115 (45.6)	…	50,580 (39.1)
【男女別】									
男子	32,788 (85.5)	28,579 (86.9)	25,467 (85.2)	28,862 (86.0)	26,186 (88.3)	25,000 (87.5)	21,490 (88.2)	20,030 (89.1)	114,930 (88.9)
15～24歳	2,201 [6.7]	1,401 [4.9]	1,376 [5.4]	1,641 [5.7]	1,340 [5.1]	1,240 [5.0]	1,118 [5.2]	5,830 [29.1]	23,330 [20.3]
25～39歳	6,959 [21.2]	5,459 [19.1]	4,534 [17.8]	5,991 [20.8]	5,915 [22.6]	5,120 [20.5]	4,806 [22.4]		
40～59歳	13,982 [42.6]	11,499 [40.2]	10,184 [40.0]	11,881 [41.2]	9,859 [37.6]	9,830 [39.3]	7,876 [36.6]	7,230 [36.1]	36,640 [31.9]
60歳以上	9,646 [29.4]	10,220 [35.8]	9,373 [36.8]	9,349 [32.4]	9,072 [34.6]	8,810 [35.2]	7,690 [35.8]	7,000 [34.9]	54,960 [47.8]
うち65歳以上	5,683 [17.3]	6,704 [23.5]	6,999 [27.5]	6,665 [23.1]	5,880 [22.5]	6,160 [24.6]	5,533 [25.7]	5,270 [26.3]	42,870 [37.3]
女子	5,546 (14.5)	4,299 (13.1)	4,423 (14.8)	4,706 (14.0)	3,466 (11.7)	3,580 (12.5)	2,888 (11.8)	2,440 (10.9)	14,400 (11.1)
新規漁業就業者数	…	…	…	246	216	193	205	144	1,700

資料：農林水産省「漁業センサス」、「漁業構造動態調査」、農林水産省北海道農政事務所「北海道農林水産統計年報」

注1：（ ）内の数値は全就業者数に占める割合、[ ]内の数値は男子就業者数に占める割合。

注2：平成20年から調査体系が変更されたため、過去との単純比較はできない。

注3：令和2年漁業構造動態調査は第一報（速報値）を引用。

注4：本道の新規漁業就業者数は北海道水産林務部水産局水産経営課、全国は水産庁資料（ただし、単位は人）。

### （就業者の確保に向けた取組）

道では、鹿部町の漁業研修所で、漁業後継者や新規就業希望者の育成を目的とした総合研修、就業者の知識・技術の習得や地域リーダーの資質向上などを目的としたつくり育てる漁業技術研修、漁業の経営改善に必要な資格を取得することを目的とした漁業就業促進研修を行っています。

総合研修では、漁業に関する講義のほか、ロープワーク実習や漁労作業実習など、実践的な研修が行われています。

つくり育てる漁業技術研修では、所内の潜水用プールを使用した潜水技術習得のための研修などが行われており、漁業就業促進研修では、より高度な漁業技術等を習得するため、一級小型船舶操縦士などの資格取得研修を実施しています。

令和4年度の研修修了者は、総合研修で25名、漁業就業促進研修で75名となっており、漁業研修所が初めて設置された昭和39年以降の修了者は延べ1万8,188名に達しています。これら修了者は本道水産業の次代の担い手として、また、各地域の漁村のリーダーとして活躍しています。

このほか、道では、漁業関係団体が平成21年に設立した「北海道漁業就業支援協議会」と連携し、求人情報や漁業の情報などを幅広く提供するとともに、就業を希望する者と受入漁業者とのマッチングを行う漁業就業支援フェアの開催や、漁業現場での長期研修を実施しています。

さらに、本道一次産業の魅力を道内外に広く発信するとともに、新規就業者の確保に向けた受入環境の整備促進や定着指導などの取組に対して支援を行っています。

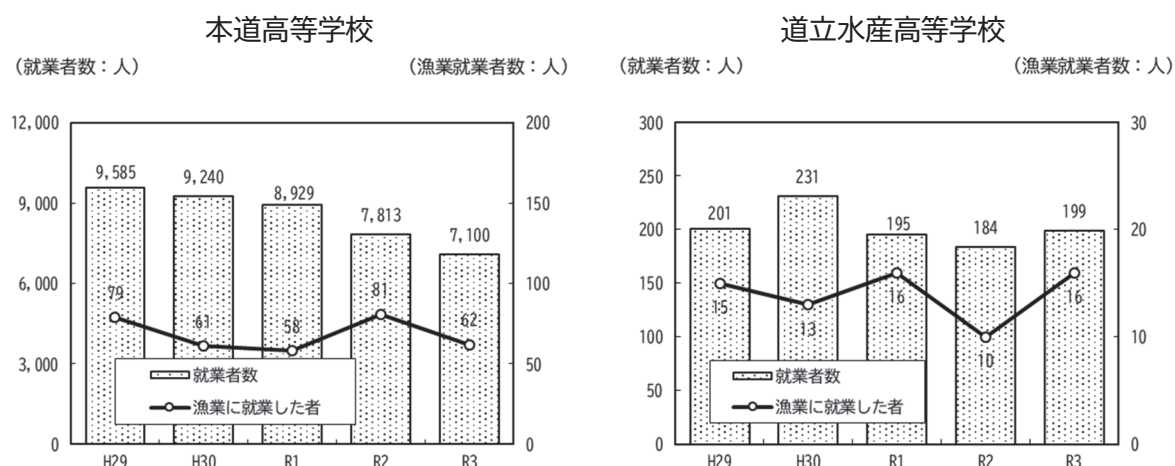
一方、家族経営の小規模な漁船漁家では、女性や高齢者も貴重な働き手となっており、漁船の帰港後に行う漁獲物の陸揚げや、魚の網はずし、網の補修など、多くの「陸まわり」と呼ばれる作業

を担っています。これらは、濡れた岸壁や風雨にさらされる屋外での作業も多いことから、道では、女性や高齢者でも安全で効率的な漁業生産活動が行えるよう、防風・防雪施設の整備を進めるなど就労環境の改善に取り組んでいます。

また、漁業就業者の減少は今後も続くことが想定されており、担い手（就業者）を積極的に確保していくことに加え、少ない人数で生産を維持できるよう、作業の機械化など効率的な生産体制を構築していくことも必要です。

令和3年度の高等学校卒業後の進路調べによると、漁業に就業した人の割合は全就職者中の1%未満となっていますが、水産高等学校の卒業生は、漁業に進んだ人は、就職者の8%で、他の高等学校よりも漁業への就職率が高い状況にあります（図Ⅱ-1-33）。

図Ⅱ-1-33 本道の高等学校（左）及び道立水産高等学校（右）卒業後の新規就業者数の推移



資料：文部科学省「学校基本調査」

### (3) 漁業協同組合（漁協）の状況 （漁協の役割と動向）

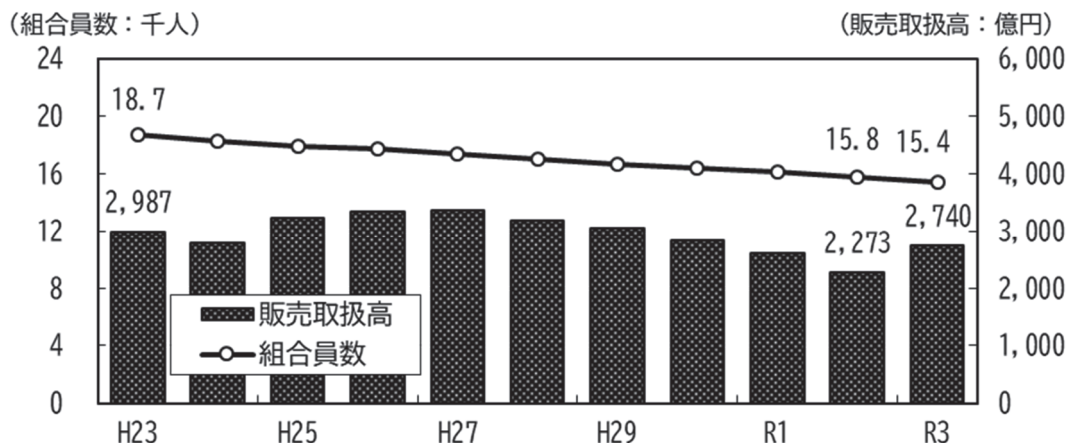
漁協は、水産業協同組合法に基づいて、知事の認可を受けて設立される漁業者による協同組織で、水産業の振興や組合員の経営の安定、漁業権の管理や適切な資源利用のほか水産業を核とする漁村地域の活性化等に広範な役割を果たしており、水産業・漁村の発展に大きく貢献しています。

漁協では、組合員からの貯金の受入れや資金の貸付けなどを行う信用事業、組合員の漁獲物を加工・卸売業者などに販売する販売事業、組合員に漁網などの漁業生産資材の供給を行う購買事業、組合員に対する情報の提供や教育・研修のほか、種苗生産・漁場造成などの資源増大対策や漁場管理を行う指導事業など様々な事業を行っています。

本道の漁協数は、令和4年3月末現在で84組合となっており、そのうち沿海地区70漁協（サロマ湖養殖は他の漁協と組合員が重複するため除く。）についてみると、組合員数（正・准組合員の数）は1万4,758人で平成23年度と比べると2割減少し、年齢構成でも、60歳以上が5割を占める状態が続いています。

漁協の「販売事業」は、漁業者が水揚げした漁獲物や水産加工品等を、委託を受けた漁協が販売して手数料収入を得るもので、漁協事業の中で大きなウエイトを占めています。全道の沿海地区漁協の販売取扱高は、新型コロナウイルス感染症による影響から令和2年度は2,273億円となり、令和3年度は前年度に比べて21%増加し、2,740億円となっています（図Ⅱ-1-34）。

図Ⅱ－１－34 沿海地区漁業協同組合の組合員数及び販売取扱高の推移



資料：北海道水産林務部水産局水産経営課 注) サロマ湖養殖漁協を除く

道内の沿海地区漁協の令和3年度の経営状況をみると、事業総利益から事業管理費を引いた事業利益（一般的に営業利益を指す）は40億円で、これに事業外損益や特別損益を加えた当期剰余金は、42億円（対前年比90%増）となっていますが、全体の46%にあたる32漁協が事業総利益で事業管理費を賄いきれない（事業利益が赤字）状況にあり、恒常的な赤字体質からの脱却が困難な漁協については、さらなる組織・事業体制の見直しが必要となっています（表Ⅱ－１－15）。

表Ⅱ－１－15 沿海地区漁業協同組合の経営状況

区分	事業総利益		事業管理費			事業利益	その他損益	当期利益	事業総利益で事業管理費を賄いきれなかった組合の数
	金額 (A)	対平成23年比	金額 (B)	対平成23年比	B/A				
平成23年度	25,009	100	22,835	100	91	2,174	26	2,200	28
平成27年度	29,208	117	23,261	102	80	5,947	△1,046	4,901	14
平成28年度	27,314	109	22,720	99	83	4,598	73	4,667	16
平成29年度	26,443	106	22,670	99	86	3,773	△53	3,720	19
平成30年度	25,789	103	22,515	99	87	3,274	△3	3,271	22
令和元年度	24,147	97	21,928	96	91	2,219	74	2,293	35
令和2年度	22,312	89	20,641	90	93	1,671	74	2,218	32
令和3年度	24,631	98	20,661	90	84	3,970	242	4,212	32
石狩・後志	1,307		1,197		92	110	3	113	4
檜山・渡島	3,112		3,220		103	△108	403	295	10
胆振	1,046		1,251		120	△205	160	△45	4
日高	1,231		1,377		112	△146	131	△15	3
十勝	653		642		98	11	57	68	2
釧路	2,100		2,005		95	95	141	236	3
根室	4,133		3,073		74	1,060	△164	896	1
オホーツク	6,009		4,017		67	1,992	△364	1,628	1
宗谷	4,011		2,931		73	1,080	△142	938	3
留萌	1,029		948		92	81	17	98	1

資料：北海道水産林務部水産局水産経営課 注) サロマ湖養殖漁協を除く

**（経営の基盤強化に向けた取組）**

漁業生産の低迷や組合員の減少など、漁協を取り巻く環境が一層厳しさを増していることから、資源管理をはじめとする水産業の新たな課題を担いうる一定規模以上の漁協を「認定漁協」として認定するとともに、漁協系統と連携した経営指導等を行い、漁協経営の基盤強化に向けた取組を進めてきました。

また、漁協及び漁協系統では平成13年に沿海地区漁協（サロマ湖養殖を除く。）をそれまでの110から60漁協に再編する計画を策定し、再編の推進に向け、道と漁協系統が一体となって合併の取組に対する支援を行ってきました。

平成19年度の計画期間終了後も、引き続き合併の促進に取り組み、平成13年度以降20ケースの合併（最終は平成21年4月、古宇郡漁協：神恵内漁協・盃漁協・泊村漁協が合併）により、令和4年4月1日現在で沿海地区漁協数は70漁協となっています。

なお、経営基盤の強化が必要な漁協に対しては、道と漁協系統などで構成する漁協経営強化推進本部において、継続して財務改善計画の策定指導や進行管理等の改善指導を行っています。



## 【コラム】とれてます！Oh！！さかなフェアについて

道では近年、漁獲量が増大しているマイワシ、ブリ及びニシンの消費拡大を図るため「とれてます！Oh！！さかなフェア 2022」を開催しました。

第1弾のマイワシフェアでは令和4年9月に全道96店舗、第2弾のブリフェアでは令和4年10月に全道127店舗、第3弾のニシンフェアでは令和5年2月に全道84店舗で、それぞれの魚を使ったオリジナルメニューの提供を行いました。

併せて、訪れた店舗数に応じて道産水産物を使った加工品が当たる「食べて！スマホで巡るスタンプラリー」企画の実施や、特設サイトにてそれぞれのお魚のトピックスを紹介したコラムの掲載、SNSを活用した情報発信などを行い、フェアへの参加促進やフェア対象魚種の認知度向上を図りました。

今回のフェアでは、今まで北海道産マイワシ、ブリ及びニシンを取り扱ったことの無い店舗にも多数参加いただき、またアンケートにご協力いただいた半数以上の店舗で今後もこれらの魚をメニューとして提供していきたいといった前向きなご意見をいただきました。

参加者へ行ったアンケートからも「実際に食べてみるきっかけとなった」「またフェアに参加したい」などの感想をいただき、多くの方々にフェア参加店へ足を運んでもらい、道産水産物の新たな魅力を味わい、知っていただくことができました。

また、今回のフェアの開催に併せて、一般社団法人北海道全調理師会のご協力のもと、料理のプロが提案するオリジナルレシピリーフレットの配布を全道の量販店で行い、家庭での水産物の消費拡大についても取り組みました。

今後も道ではマイワシ、ブリ、ニシンといった漁獲増大魚種をはじめ、道産水産物の消費拡大を進めていきます。

とれてます!  
Oh!! さかな  
フェア  
2022  
マイワシフェア

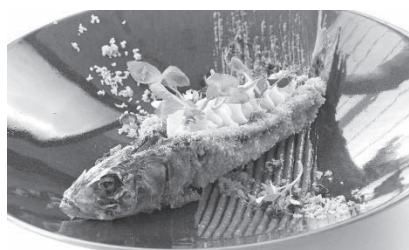
今が食べどキッ!  
北の海から、  
おいしいニリフェアス。

北海道の豊かな海と  
いつでも美味しく共存するために  
近年、漁獲量が増えているマイワシを主役に  
道内の飲食店がオリジナル料理をおもてなし。  
北海道の食卓を彩る新たな海の主役たち。  
これからもずっと、北の海はおいしさの宝庫です。

開催期間  
2022年9月1日(木)~30日(金)

一部飲食店で提供期間に違いがございますので、詳しくはホームページをご確認ください

道内の協力店にて開催! 詳細はこちらをCHECK! Oh!! さかなフェア 検索



## 2 水産加工業の状況

## (1)加工生産の状況

## (水産加工業の役割と水産加工品生産量等)

水産加工業は、魚介類を多様な形態に加工することにより、食生活の多様化、調理の簡便化など消費者ニーズに対応した水産物を供給するという役割を担っており、また、漁獲物の最大の仕向先として、時期により量的変動の大きい漁獲物の供給の安定化、高付加価値化等を通じて漁業者の所得の安定にも貢献しています。(表Ⅱ-1-16)

本道の水産加工品の生産は、調査手法が変更された平成13年以降70万トン前後で推移していましたが、漁業生産量の減少などから近年は50万トン前後で推移しており、令和2年の生産量は46万5,000トン(対前年比15%減)となりました。品目別の構成比をみると、冷凍水産物が23万9,000トンで全生産量の51%を占め、次いで飼肥料、油脂の順となっており、上位3品目で全生産量の72%を占めています(図Ⅱ-1-35)。

また、本道の水産食料品の製造品出荷額をみると、平成5年をピークに減少し、平成16年には6,118億円まで減少し、その後はおおむね横ばい傾向となっていました。令和2年は5,954億円(同7%減)となりました(図Ⅱ-1-36)。

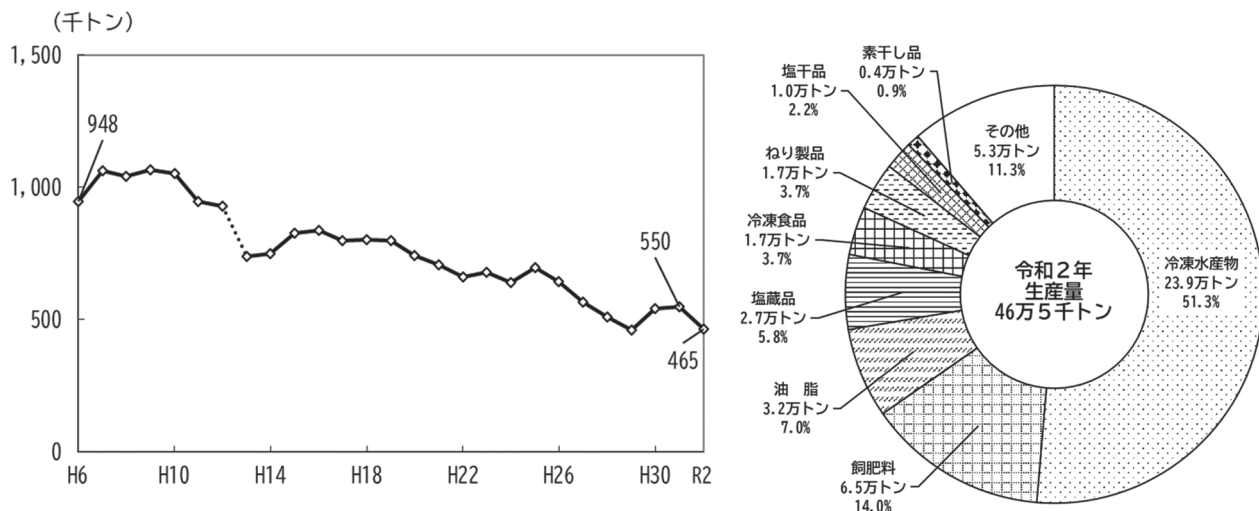
なお、品目別の水産加工品生産量(全国)では、生鮮冷凍水産物の21.5%、塩蔵品の17.2%を北海道が占めています。

表Ⅱ-1-16 水産加工品の種類

加工品名	主な加工品	主な魚種
・塩蔵品 水産物の貯蔵を目的として、塩に漬け込んだもの(堅塩)及び嗜好に重点を置き、軽度の施塩を行ったもの(甘塩、一塩)	新巻サケ 筋子 たらこ カズノコ 等	サケ類 サケの卵 スケトウダラの卵 ニシンの卵 等
・ねり製品 魚肉を主原料とするすり身、魚肉片等に調味料、補強料、その他の材料(チーズ、わかめ等)を加えて、ねり合わせた後に成形し、加熱凝固させたもの	かまぼこ ちくわ はんぺん さつまあげ 等	スケトウダラ イワシ ホッケ イカ 等
・素干し品 魚介類をそのまま、又は適当に整形した後に、水洗いしてから乾燥したもので、凍乾品を含む	コンブ 身欠きニシン イカ徳利 等	コンブ ニシン スルメイカ 等
・塩干品 魚介類をそのまま、又は適当に整形した後に、塩漬け又は施塩してから乾燥したもので、凍乾品を含む	開きホッケ 干しシシャモ 干しカレイ 等	ホッケ シシャモ カレイ類 等
・冷凍食品 水産物を主原料として、加工又は調理した後に-18℃以下で凍結し、凍結状態で保存した包装食品	ブロック 切り身 フライ 等	マグロ ヒラメ ホッケ 等
・煮干し品 ・くん製品 ・節製品 ・その他食用加工品	干し貝柱 くん製品 かつお節 塩辛類 水産物漬物 調味加工品	ホタテガイ サケ、ホッケ カツオ イカ、ウニ イクラ、サケ コンブ、イカ 等

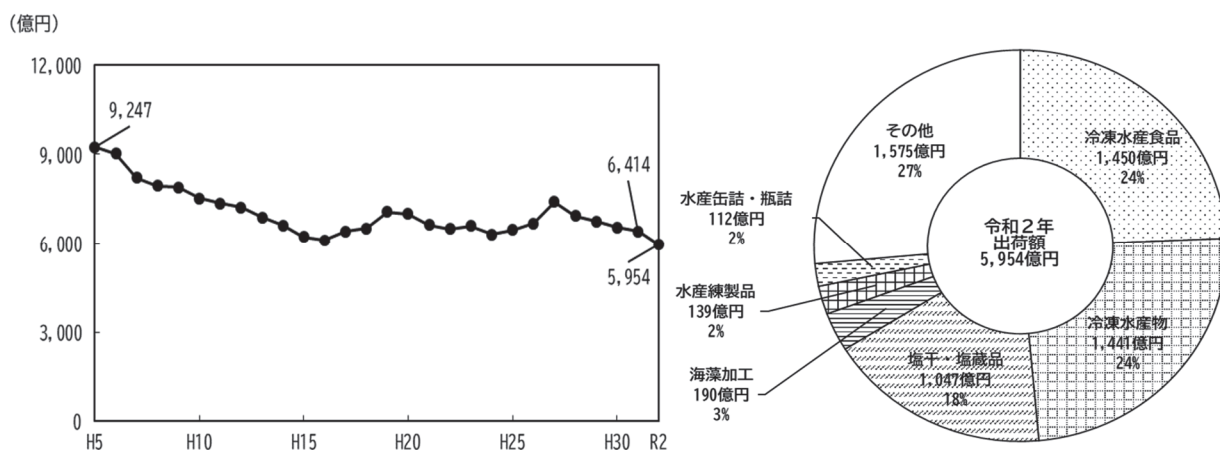
定義：農林水産省「水産物流通統計年報」

図Ⅱ－１－35 本道の水産加工品生産量の推移（左）及び品目別構成（右）



資料：農林水産省「漁業センサス」「水産加工統計調査」、日本水産油脂協会「水産油脂統計年鑑」  
 注：販売を目的として陸上で生産された水産加工品（缶詰、瓶詰、海藻の干製品等を除く）の生産量  
 なお、平成13年からの「飼肥料・油脂」は日本水産油脂協会の「水産油脂統計年鑑」による生産量を使用

図Ⅱ－１－36 本道の水産食料品の製造品出荷額の推移（左）及び品目別構成（右）



資料：北海道総合政策部「工業統計調査」、経済産業省「経済センサス-活動調査-」  
 注：従業者4人以上の事業所

**(水産食料品製造業)**

令和2年の道内の全製造業に占める水産食品製造業の割合をみると、従業者数では14%、製造品出荷額では10.8%となっており、本道製造業の中で重要な位置を占めています（表Ⅱ－1－17）。しかし、本道の水産食料品製造業は、冷凍水産物など低次加工の業種が多く、全国の水産食料品製造業や道内の全製造業と比較すると、製造品出荷額に占める原材料費の比率が高くなっています（表Ⅱ－1－18）。このため、道総研水産試験場や食品加工研究センターなどの研究機関では、高付加価値や低コスト化に向けた研究開発を進めています。



表Ⅱ-1-17 本道の水産食料品製造業の規模（令和2年）

区分	事業所数	従業者数（人）	製造品出荷額等（億円）
全製造業（A）	5,071	161,988	55,208
食料品製造業（B）	1,670	73,488	21,109
水産食料品製造業（C）	712	22,739	5,954
（C）／（A）%	14.0	14.0	10.8
（C）／（B）%	42.6	30.9	28.2

資料：北海道総合政策部「令和3年経済センサス-活動調査 製造業に関する確報（北海道分）」

注：従業者4人以上の事業所

表Ⅱ-1-18 水産食料品製造業の原材料費比率（令和2年）

区分	北海道			全国		
	水産食料品製造業	食料品製造業	全製造業	水産食料品製造業	食料品製造業	全製造業
原材料費比率 （原材料使用額）／（製造品出荷額等）%	72.5	67.0	61.6	66.0	59.6	60.9

資料：北海道総合政策部「令和3年経済センサス-活動調査 製造業に関する確報（北海道分）」、

経済産業省「経済センサス-活動調査-」

注：従業者4人以上の事業所

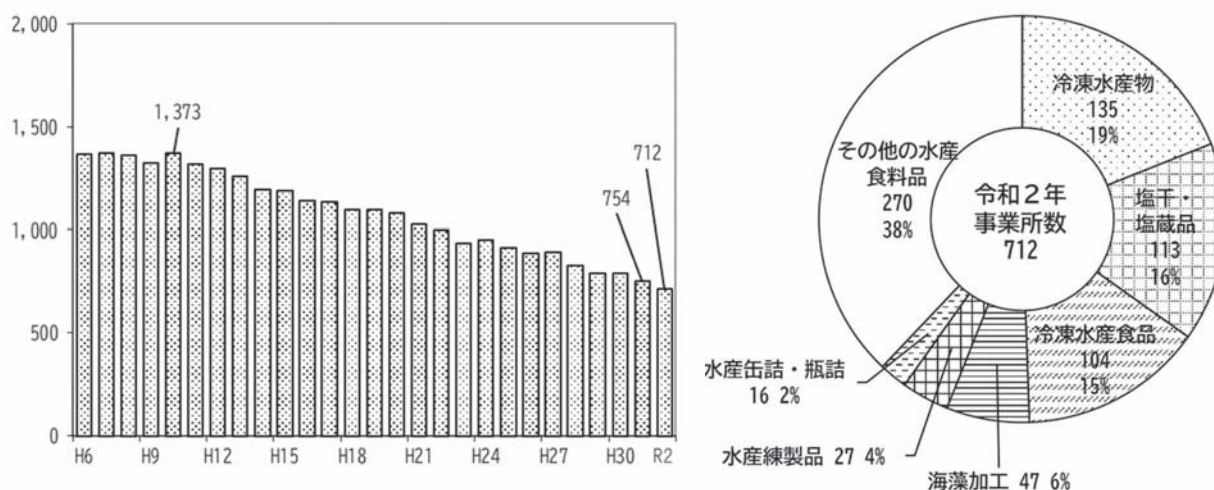
## (2)加工業経営の状況

### （水産食品事業所数の推移）

本道の水産食料品事業所数は長期的に減少傾向にあり、令和2年は712事業所となっています。製造品目別事業所数をみると、冷凍水産物製造業が135で最も多く、次いで塩干・塩蔵品製造業が113、冷凍水産食品製造業が104、海藻加工業が47となっています（図Ⅱ-1-37）。

図Ⅱ-1-37 本道の水産食料品事業所数の推移（左）及び構成（右）

（事業所）



資料：北海道総合政策部「工業統計調査」「令和3年経済センサス-活動調査 製造業に関する確報（北海道分）」、

経済産業省「経済センサス-活動調査-」

注：従業者4人以上の事業所



### 3 水産物の消費流通の動向

#### (1) 流通の動向

##### (道内の水産物の動向)

水産物は未加工の状態では鮮度の低下が速いことから、生鮮のほか、冷凍や塩蔵、干製品、調味加工品などの形態で流通しています。道内における水産物の販路構成を平成 27 年北海道産業連関表でみると、漁業の総供給は本道生産額 3,222 億円と輸移入 389 億円の合計で 3,611 億円となっており、販路としては、水産加工食品向けが 2,049 億円と 6 割を占め、道産水産物の多くはそのままの形で食卓に上るのではなく、加工食品などの形で消費者のもとに届いていることがわかります。

平成 27 年の水産食品加工を含めた本道の水産物の域際収支<sup>28</sup>をみると、輸入や道外からの移入よりも輸出と道外への移出が 4,600 億円以上も多くなっており（表Ⅱ-1-19）、また、本道の主要な水産物について全国の主要な卸売市場<sup>29</sup>での取扱数量をみると、道産サケの 42%、道産ホタテガイの 59%が道外市場での取扱となっており、我が国の水産物供給基地の役割を担っていることがわかります（表Ⅱ-1-20）。

表Ⅱ-1-19 本道の水産物の販路と域際収支

(億円)

供給		販路				販路計
		中間需要		道内最終需要	輸移出	
		水産食品加工	飲食店その他	家計消費等		
輸移入	389	2,049	156	164	1,242	3,611
道内生産額	3,222	道内生産額に占める割合		5.1%		
総供給	3,611	総供給に占める割合		38.9%		

(億円)

区分	輸出 A	移出 B	輸移入 C	域際収支 D=A+B-C
漁業	142	1,100	389	853
水産食品加工	396	5,327	1,914	3,809
合計	538	6,427	2,303	4,662

資料：北海道開発局「平成 27 年北海道産業連関表」

表Ⅱ-1-20 全国主要市場における道産水産物の品目別取扱高（令和 4 年）

##### ○サケ

(トン、千円)

区分	取扱高		割合 (%)	
	数量	金額	数量	金額
道内主要市場	16,097	11,990,410	57.8%	50.6%
道外主要市場	11,734	11,704,316	42.2%	49.4%
全国（道内+道外主要市場）	27,831	23,694,726	100%	100%

##### ○ホタテガイ

(トン、千円)

区分	取扱高		割合 (%)	
	数量	金額	数量	金額
道内主要市場	9,413	12,600,830	41.1%	29.7%
道外主要市場	13,483	29,812,867	58.9%	70.3%
全国（道内+道外主要市場）	22,896	42,413,697	100%	100%

資料：(一社)北海道水産物荷主協会

## (産地価格と消費者購入価格の関係)

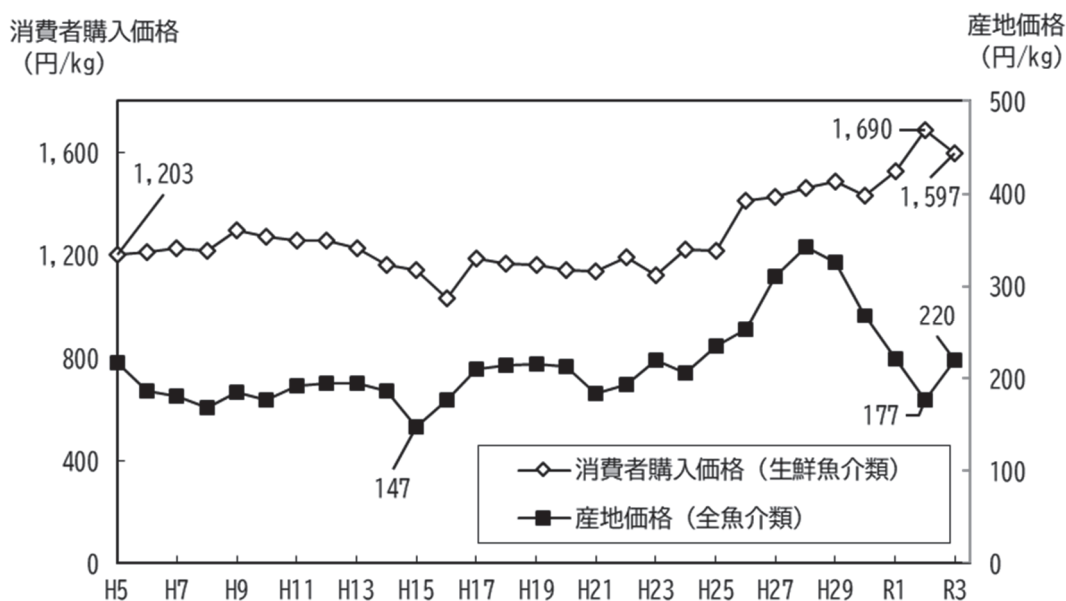
道内における全魚介類の産地価格の推移をみると、平成15年に147円/kgと安値になった以外はおおむね横ばいで推移していましたが、平成24年以降増加傾向に転じ、平成28年に過去最高の343円/kgを記録しました。平成29年以降は単価の低いマイワシの漁獲量増大やホタテガイの単価下落、さらには新型コロナウイルス感染症の影響などにより減少傾向にありましたが、令和3年はやや回復し220円/kgとなりました。

生鮮魚介類の道内の消費者購入価格は、平成5年以降おおむね横ばいで推移した後、平成24年以降は上昇傾向にあり、令和2年度には新型コロナウイルス感染症の影響により家庭内消費が増加しました。令和3年は1,597円/kgとなっています(図Ⅱ-1-38)。

水産物の価格は、産地価格と消費者購入価格の格差が大きいという指摘がありますが、水産物は鮮度が低下しやすく、流通過程における扱い方により品質の劣化がみられることから、水揚げされた水産物が消費者に届くまでに、産地における選別や鮮度保持に要する氷代などの経費、産地から消費地までの運賃、消費地市場での経費や販売店舗での経費など種々の流通経費がかかり、産地価格が消費者購入価格に必ずしも結びつくものではありません。

水産物の流通システムは、複雑で経費がかかるなど課題が多いため、現在、国や道など関係機関において、産地市場の機能統合や強化、流通コスト削減等に向けた検討・取組を進めています。

図Ⅱ-1-38 本道の産地価格と消費者購入価格の推移



資料：北海道水産林務部「北海道水産現勢」(産地価格は、各年の全魚種の生産額を生産量で除して算出)

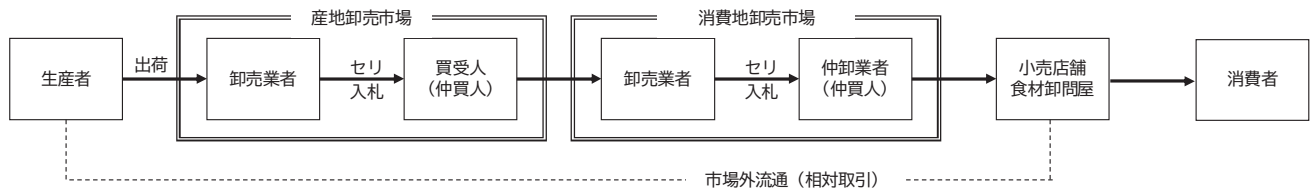
総務省「家計調査年報」(消費者購入価格は、本道における1世帯当たりの年間の購入金額を購入数量で除して算出)

**(卸売市場の現況)**

水産物は卸売市場や漁協の荷さばき所などの産地市場に集荷された後、消費地市場において買受人（仲買人）を経由し、最終的に小売店などの店頭で並ぶという流通経路を辿ります（図Ⅱ－１－39）。これらの市場は、生産者からの集荷（品ぞろえ）、分荷、価格形成、情報受発信、衛生管理、災害時の緊急対応などの機能があり、青果や水産物など生鮮食料品の流通の中心的なシステムとして食生活を支える重要な役割を果たしています。

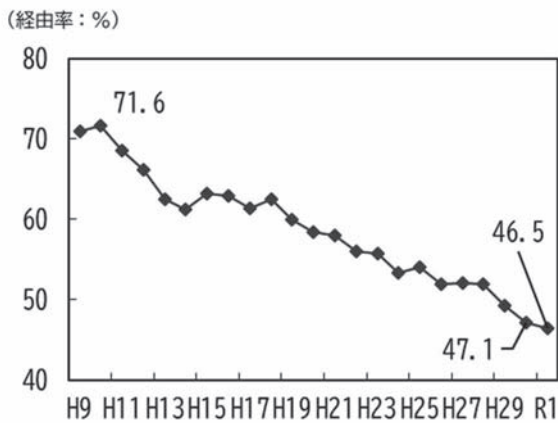
仕入価格が決まっている輸入品や冷凍品、塩干等の加工品の増加や、大手の量販店などが産地と直接取引する「市場外流通」が増えたことなどから、卸売市場経由率は減少傾向で、近年は5割程度と推計されています（図Ⅱ－１－40、図Ⅱ－１－41）。

図Ⅱ－１－39 生鮮水産物の流通経路



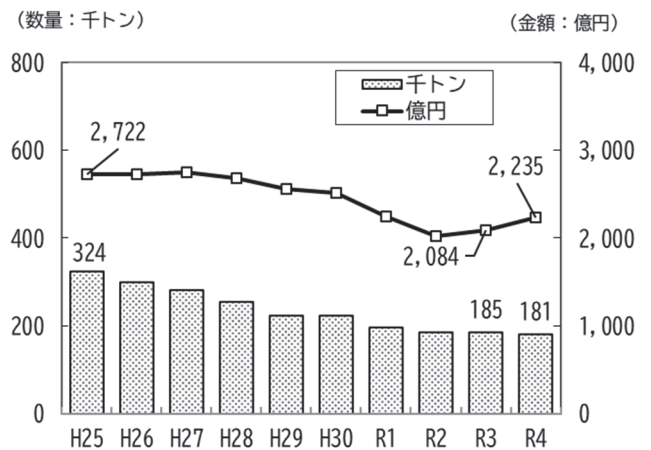
資料：北海道水産林務部水産局水産経営課

図Ⅱ－１－40 水産物の卸売市場経由率



資料：農林水産省「卸売市場データ集」（推計値）

図Ⅱ－１－41 道内主要市場の水産物取扱高の推移



資料：（一社）北海道水産物荷主協会

今後も、卸売市場を食品流通の核として堅持し、生産者の所得向上に繋げるとともに、消費者ニーズに的確に応えていくためには、新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通構造を確立していくことが重要です。

このことから、国は、平成30年6月に、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法を改正し、卸売市場の開設方を認可から認定へ変更したほか、国一律の規制（第三者販売の禁止、直荷取引の禁止等）を廃止し卸売市場ごとに設定可能とするなど、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進しています。

(2)消費の動向

(水産物の需給動向と自給率)

魚介類の国内消費は近年減少傾向にあり、令和3年の食用魚介類の国内消費の仕向け量は、前年に比べてわずかに減少し、517万トンとなっています。

消費需要については、国内の漁業生産量を輸入水産物で補う構造となっています。近年は生産量とともに消費量も減少しているため、食用魚介類の自給率は横ばいで推移しており、令和3年は57%（対前年比2ポイント増）となっています（表Ⅱ-1-21）。

一方、道内の消費動向についてみると、道内主要市場における水産物取扱高に占める道産水産物の割合は数量が68%、金額が59%程度で推移しています（図Ⅱ-1-42）。

表Ⅱ-1-21 食用魚介類の自給率等の推移

（自給率：%、数量：千トン）

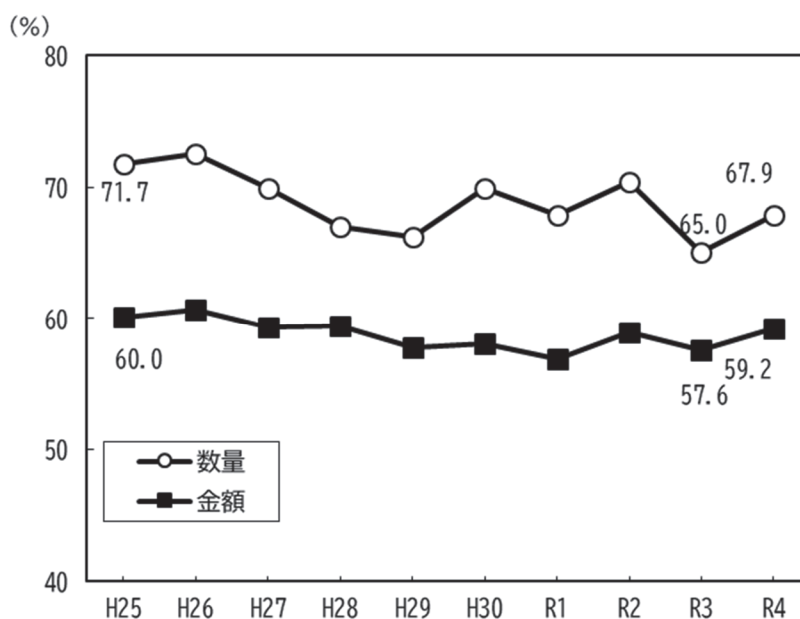
	H29	H30	R1	R2	R3 (概算)
自給率（食用）	56	59	55	57	59
国内生産量	3,237	3,339	3,118	3,037	3,051
輸入量	3,233	3,122	3,165	2,890	2,934
輸出量	634	787	688	680	782
在庫の増減量	18	▲ 2	▲ 45	▲ 36	38
国内消費仕向け量	5,818	5,676	5,640	5,283	5,165
（国民1人・1年当たり供給純食料（kg））	(24.4)	(23.7)	(25.3)	(23.6)	(23.2)
（参考）自給率（非食用を含む。）	52	55	53	55	57

資料：農林水産省「食料需給表」から作成

注1：自給率＝国内生産量／国内消費仕向け量×100（ただし、国内消費仕向け量＝国内生産量＋輸入量－輸出量±在庫の増減量）

注2：数値は、原魚換算したものであり、鯨類及び海藻類を含まない。令和3年の値は概算値

図Ⅱ-1-42 道内主要市場の水産物取扱高に占める道産水産物の割合



資料：（一社）北海道水産物荷主協会

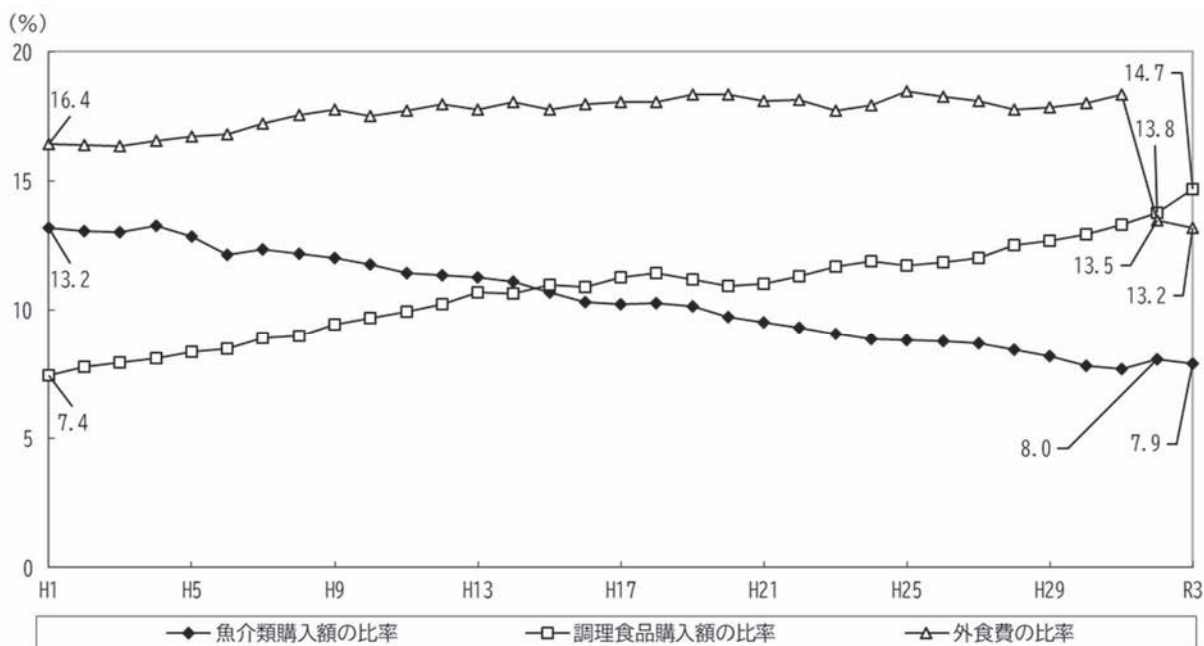


### (食の外部化の進行)

消費者の食の志向の変化や世帯人数の減少などに伴い、食料支出に占める魚介類の購入額の比率が減少を続けており、水産物の消費形態は家庭内での調理から調理食品の購入や外食に比重が移っています(図Ⅱ-1-43)。

本道の1世帯当たりの年間魚介類支出金額は年々減少傾向にあり、近年は8万円程度で推移しており、令和3年度は約8万2,000円(対前年比5%減)となりました。また、近年の食料支出金額に占める魚介類の割合は、肉類・乳卵の占める割合を下回り10%程度となっています(表Ⅱ-1-22)。

図Ⅱ-1-43 食料支出に占める外食費等の比率の推移(2人以上世帯・全国)



資料：総務省「家計調査年報」

表Ⅱ-1-22 1世帯当たりの年間の食料支出金額(北海道・2人以上世帯)

区分		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
支出金額(円)	食料	796,535	797,286	779,634	811,595	847,551	845,229	840,535	872,976	892,054	862,925
	魚介類	84,340	81,549	80,167	82,565	81,988	83,621	79,416	80,671	86,787	81,791
	肉類・乳卵	99,844	101,540	107,229	113,733	116,597	114,252	113,979	116,124	130,001	126,939
食料支出金額に占める割合(%)	魚介類	10.6	10.2	10.3	10.2	9.7	9.9	9.4	9.2	9.7	9.5
	肉類・乳卵	12.5	12.7	13.8	14.0	13.8	13.5	13.6	13.3	14.6	14.7

資料：総務省「家計調査年報」



### （消費拡大に向けた取組）

道内では、魚介類の消費が減少する中、地域で水揚げ・加工された水産物を地域で消費する「地産地消」の取組や、生産物の品質などで差別化をする「ブランド化」に向けた取組などが進められているほか、漁協、道漁連などの生産者団体が中心となって、地元や道内都市部での販促活動や料理講習会などの食育イベントの開催など、より多くの方に道産水産物を知ってもらうための活動が行われています。

また、食の外部化や簡便化により、若年層が家庭での食事を通じて魚に親しむ機会が少なくなったことが、魚介類の摂取量の減少の一因と考えられることから、若いうちから魚食習慣を身に付けてもらうため、道産水産物を学校給食に導入する取組や学校での料理教室なども進められています。

道では、こうした地域の取組を支援するとともに、生産者と消費者の交流を深め、「食」の大切さや安全・安心な道産水産物の紹介を行うなど、道産水産物の消費拡大を進めています。

### （地理的表示（G I）保護制度の取組）

「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）」に基づき、平成 27 年から「地理的表示（G I）保護制度」がスタートしました。これは、品質や社会的評価等の特性が産地と結びついている製品について、その名称を知的財産として保護する制度です。

令和 5 年 3 月 31 日現在、全国 42 都道府県の 126 製品の農林水産物が G I 登録されており、道産水産物では「檜山海参（ヒヤマハイシェン）」、「網走湖産しじみ貝」の 2 製品が登録されています。

さらに、諸外国と地理的表示を相互に保護することを可能にする地理的表示法の改正が、平成 28 年 12 月に施行され、平成 31 年 2 月に発効した日 E U ・ E P A においても日本の 95 の G I 製品が E U で保護されています。

このように、海外でも日本の G I 製品が保護されることで、農林水産物・食品の輸出促進が期待されています。

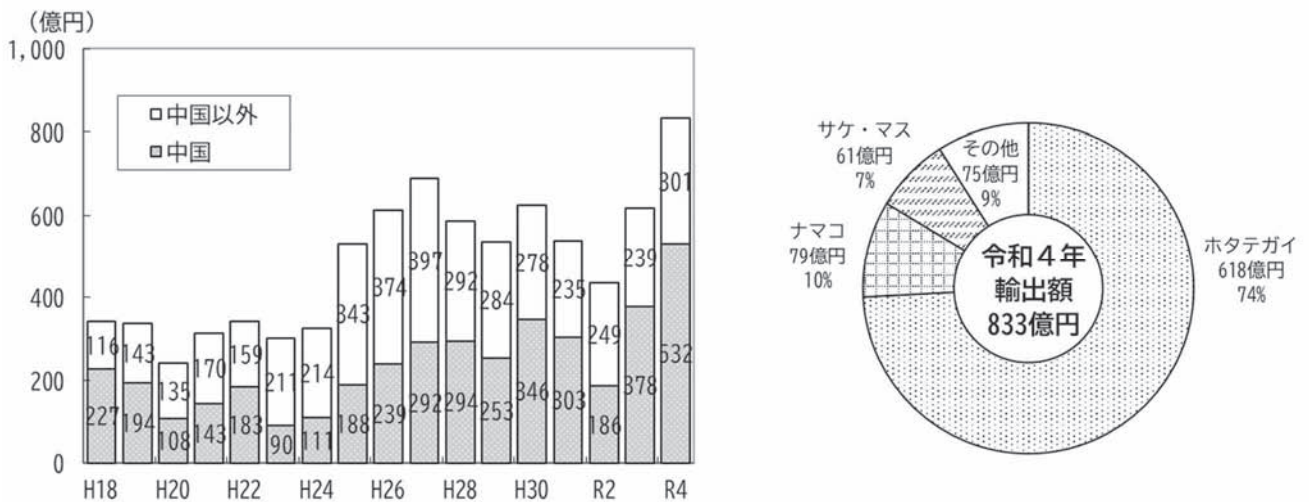
### （道産水産物の輸出の取組）

本道を代表する水産物であるホタテガイやサケなどについては、輸出を促進し、海外での消費拡大にも取り組んでいます。

道内港からの魚介類及び同調整品の輸出額をみると、平成 18 年以降 300 億円前後で推移していましたが、近年の日本食ブームや道産水産物の高い品質が世界から認知されたことなどにより平成 25 年には 500 億円を上回り、平成 27 年には 689 億円まで金額を伸ばしました。その後 600 億円前後で推移していましたが、令和 2 年は新型コロナウイルスの影響で外食需要が減少し、産地価格が下落したことにより、輸出金額は 435 億円に減少しました。

令和 4 年は経済活動の再開を背景に、ホタテガイの海外需要が高まり、中国向けの輸出に加え欧米向けも好調に推移し、833 億円と過去最高を更新しました（図Ⅱ－1－45）。

図Ⅱ－1－45 道内港からの水産物・水産加工品の輸出額の推移（左）及び品目別構成（右）



資料：財務省「貿易統計」

近年、世界的な健康志向の高まりなどから水産物の需要が高まっており、平成30年に道で定めた「北海道食の輸出拡大戦略〈第Ⅱ期〉」では、令和5年までに水産物・水産加工品の輸出額（道内港+道外港）を1,100億円とする目標を掲げ、その実現に向け施策を講じています。

水産物の輸出の促進には、輸出先のニーズに対応した生産体制の整備や、欧米で浸透している水産エコラベル<sup>30</sup>やHACCP<sup>31</sup>認定の取得、天然魚が主体である道産水産物の安全性や品質の向上など、世界に通じる競争力の強化のほか、輸出先の経済状況や食文化の違いなどを的確に把握しながら、輸出相手国内での消費拡大を図り、より付加価値の高い加工製品を輸出していくことが重要です。

### ○ホタテガイ

本道のホタテガイは品質において国際的に高い評価を得ており、日本を代表する輸出水産物の一つとなっています。令和4年は道内港から中国、香港等に618億円、10万2,990トンが輸出されています。

また、平成25年5月、「ほたてがい漁業」として道漁連・北海道ほたて漁業振興協会が「MSC認証<sup>32</sup>」を取得しました。環境と調和した漁業により漁獲した水産物に与えられる「水産エコラベル」として国際的に認知されているMSC認証は、その有無が環境問題に関心の高い欧米の購買層への訴求に大きく影響することから、北海道産ホタテガイの国際的な競争力の強化につながっています。

### ○ナマコ

中国の経済成長を背景に、中華料理の高級食材であるナマコの需要が増大しており、特に色が黒くいぼ足の発達した道内産のナマコは人気が高く、高値で取引されています。

このため、道内港からのナマコの輸出額及び輸出量は、平成16年には18億円、45トンであったものが、令和4年には79億円、249トンと大きく増加しています。

### ○サケ

北海道のサケの漁獲量が、近年減少傾向で推移していることや、ロシアなど競合国の生産が大幅に増加した影響などにより、道内港からの輸出量は、ピーク時の平成18年の5万8,000トンから8割減少し、令和4年には1万1,892トンとなりました。そのうち、ほぼ半分にあたる5,566トンがベトナムに輸出され、ベトナム国内でフィレ・フレーク等に加工された後、欧米各国や日本に再



輸出されています。

また、平成31年2月に道漁連が「北海道秋鮭定置網漁業」として、マリン・エコラベル・ジャパン（MEL<sup>33</sup>）認証を取得したことから、北海道産ホタテガイと同様に、国際的な競争力強化につながることを期待されています。

#### ○カレイ類

近年、漁獲量が2万トン前後で安定している本道のカレイ類の輸出額及び輸出量は、令和4年は中国、ベトナム等に5億円、4,660トンが輸出され、この2カ国で輸出の大半を占めています。

本道のカレイ類は、国内販売の不振による価格下落と人手不足による加工費高騰が課題となっており、海外市場開拓が急務と言えます。このため令和4年度には、新たな商流開拓のため、カレイ類の最大の消費国であり、世界中から輸入している米国の市場をターゲットに、現地ニーズを踏まえた、第三国加工による新製品の開発を行いました。